

独立行政法人農畜産業振興機構の
第4期中期目標期間の業務の実績に関する評価書（案）

農林水産省

様式 1-2-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構		
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第4期中期目標期間	
	中期目標期間	平成 30～令和 4 年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	畜産局	担当課、責任者	総務課長 三野 敏克
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏

3. 評価の実施に関する事項			
農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成 27 年 4 月 27 日付け 27 評第 104 号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である畜産局が法人の業務の期間実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。 なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。			

4. その他評価に関する重要事項			
特になし。			

1. 全体の評定																															
評定 (S、A、B、C、 D)	B : 第4期目標期間の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用 B																													
評定に至った理由	<p>評価を行った結果、本中期目標期間を通じた中項目は、2項目がS評価、11項目がA評価、105項目がB評価、1項目がC評価となり、評価項目（大項目）の評価は、いずれもB評価となった。</p> <p>また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきB評価とした。</p> <p>【項目別評定の分布】</p> <p>(平成30年度)</p> <table> <tr> <td>小項目では、108項目中</td><td>3項目がa評価、91項目がb評価、2項目がc評価、評価対象外が12項目</td></tr> <tr> <td>中項目では、31項目中</td><td>2項目がA評価、22項目がB評価、1項目がC評価、評価対象外が6項目</td></tr> <tr> <td>大項目では、8項目中</td><td>6項目がB評価、評価対象外が2項目</td></tr> </table> <p>(令和元年度)</p> <table> <tr> <td>小項目では、108項目中</td><td>8項目がa評価、88項目がb評価、評価対象外が12項目</td></tr> <tr> <td>中項目では、31項目中</td><td>23項目がB評価、評価対象外が8項目</td></tr> <tr> <td>大項目では、8項目中</td><td>6項目がB評価、評価対象外が2項目</td></tr> </table> <p>(令和2年度)</p> <table> <tr> <td>小項目では、108項目中</td><td>1項目がs評価、19項目がa評価、74項目がb評価、1項目がc評価、評価対象外が13項目</td></tr> <tr> <td>中項目では、31項目中</td><td>1項目がS評価、4項目がA評価、18項目がB評価、評価対象外が8項目</td></tr> <tr> <td>大項目では、8項目中</td><td>1項目がA評価、5項目がB評価、評価対象外が2項目</td></tr> </table> <p>(令和3年度)</p> <table> <tr> <td>小項目では、108項目中</td><td>11項目がa評価、82項目がb評価、評価対象外が15項目</td></tr> <tr> <td>中項目では、31項目中</td><td>2項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が8項目</td></tr> <tr> <td>大項目では、8項目中</td><td>6項目がB評価、評価対象外が2項目</td></tr> </table> <p>(令和4年度)</p> <table> <tr> <td>小項目では、109項目中</td><td>2項目がs評価、8項目がa評価、84項目がb評価、評価対象外が15項目</td></tr> <tr> <td>中項目では、32項目中</td><td>1項目がS評価、3項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が7項目</td></tr> <tr> <td>大項目では、8項目中</td><td>6項目がB評価、評価対象外が2項目</td></tr> </table>	小項目では、108項目中	3項目がa評価、91項目がb評価、2項目がc評価、評価対象外が12項目	中項目では、31項目中	2項目がA評価、22項目がB評価、1項目がC評価、評価対象外が6項目	大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目	小項目では、108項目中	8項目がa評価、88項目がb評価、評価対象外が12項目	中項目では、31項目中	23項目がB評価、評価対象外が8項目	大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目	小項目では、108項目中	1項目がs評価、19項目がa評価、74項目がb評価、1項目がc評価、評価対象外が13項目	中項目では、31項目中	1項目がS評価、4項目がA評価、18項目がB評価、評価対象外が8項目	大項目では、8項目中	1項目がA評価、5項目がB評価、評価対象外が2項目	小項目では、108項目中	11項目がa評価、82項目がb評価、評価対象外が15項目	中項目では、31項目中	2項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が8項目	大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目	小項目では、109項目中	2項目がs評価、8項目がa評価、84項目がb評価、評価対象外が15項目	中項目では、32項目中	1項目がS評価、3項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が7項目	大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目
小項目では、108項目中	3項目がa評価、91項目がb評価、2項目がc評価、評価対象外が12項目																														
中項目では、31項目中	2項目がA評価、22項目がB評価、1項目がC評価、評価対象外が6項目																														
大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目																														
小項目では、108項目中	8項目がa評価、88項目がb評価、評価対象外が12項目																														
中項目では、31項目中	23項目がB評価、評価対象外が8項目																														
大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目																														
小項目では、108項目中	1項目がs評価、19項目がa評価、74項目がb評価、1項目がc評価、評価対象外が13項目																														
中項目では、31項目中	1項目がS評価、4項目がA評価、18項目がB評価、評価対象外が8項目																														
大項目では、8項目中	1項目がA評価、5項目がB評価、評価対象外が2項目																														
小項目では、108項目中	11項目がa評価、82項目がb評価、評価対象外が15項目																														
中項目では、31項目中	2項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が8項目																														
大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目																														
小項目では、109項目中	2項目がs評価、8項目がa評価、84項目がb評価、評価対象外が15項目																														
中項目では、32項目中	1項目がS評価、3項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が7項目																														
大項目では、8項目中	6項目がB評価、評価対象外が2項目																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目（大項目）</th><th>評価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr> <tr> <td>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr> <tr> <td>第3 予算、収支計画及び資金計画</td><td>B</td></tr> <tr> <td>第4 短期借入金の限度額</td><td>B</td></tr> <tr> <td>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td><td>B</td></tr> </tbody> </table>			評価項目（大項目）	評価	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第3 予算、収支計画及び資金計画	B	第4 短期借入金の限度額	B	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																	
評価項目（大項目）	評価																														
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B																														
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B																														
第3 予算、収支計画及び資金計画	B																														
第4 短期借入金の限度額	B																														
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																														

	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	一
	第7 剰余金の使途	一
	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B

2. 法人全体に対する評価

法人全体の評価	<p>全体の評価としては、全評価項目についてB評価と判定されており、中期計画で定めた所期の業務目標を達成していると認められる。</p> <p>国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎の経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、需給調整・価格安定対策、国の要請を踏まえた畜産関係業務の緊急対策について、迅速かつ的確に実施している。特に、TPP等政策大綱への対応として、TPP11協定等の発効後に円滑に業務が進められるよう、関係者への説明会の開催、砂糖類の調整金徴収手続のWeb化等に取り組んだことは目標を上回る成果があったものと認められるためA評価とした。</p> <p>業務運営の効率化の項目については、業務経費や一般管理費を計画どおり削減しているほか、各中項目において目標を達成している。</p> <p>このうち、「ICTの活用による業務の効率化」において、令和2年度にテレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及びUSB型シンクライアント機器やWeb会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等についてWeb方式で実施することを可能とし、業務の円滑化、効率化を図るとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続を実現したほか、各業務システムのオンライン化を計画的に推進し、令和4年度には、eMAFFの本格的運用について、当初の計画では令和5年度中にオンライン化を完了する予定であったが、計画を大幅に前倒しし、運用を開始するとともに、肉用牛肥育経営安定交付金制度について、機構へ直接申請する生産者に加え、積立金管理者を通じて申請する生産者についてもeMAFFにより申請できる体制を構築した。また、指定乳製品等の輸入・売買システムのクラウド化の本格運用により、第5期中期目標期間における輸入バターの流通計画の公表時期を前倒しすることができたこと等、ICTの活用による業務運営の大幅な効率化を実現したことは目標を上回る顕著な成果があったものと認められるためS評価とした。</p> <p>また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定。以下「重点計画」という。）に基づき、令和4年度に中期目標を変更、追加した、「情報システムの整備及び管理」について、デジタル庁が策定した整備方針に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討するとしていたところ、短期間で必要な機能等の整理やPMOの役割・体制を決定し、早期（令和5年4月1日）に設置できたことは目標を上回る成果があったものと認められるためA評価とした。</p> <p>業務運営に関する項目のうち「消費者等への広報」については、平成30年度は、消費者に対し農畜産業や機構業務への理解を深めるためフェイスブックの開設等、令和元年度は、農畜産業事業者等に対し、法人のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供、令和2年度は、アンケートページ作成機能や動画共有サイト（YouTube）の導入等、令和3年度は、Web配信となった広報誌についてデジタルブックの導入等、令和4年度は、指定野菜14品目について、消費者が普段見ことができない収穫・出荷の工程の動画を新たに作成、ホームページの利便性の向上を図るためにアクセス分析を行い情報提供のテーマ選定の検討等に活用するとともに、トップページを障害者や高齢者を含むすべての人を対象に、多くの方が利用しやすいように配慮したデザインに一新、機構業務に関する情報については、その特性から専門用語が多く使用されているため「専門用語集」のコンテンツを最新の内容に更新し消費者等でも理解しやすいものにしたこと等、業務の発展に資する十分な取組を行ったことからA評価とした。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した課題、改善事項	・砂糖勘定（調整金収支）の繰越欠損金については、平成22年10月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成30年度においては減少したが、令和元年度から令和4年度の収支は、国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少及び、近年、さとうきび・てん菜の生産が堅調であることに伴う国内産糖価格調整事業の支出の増加により欠損金が増加している。この結果、平成29年度末の繰越欠損金263億円は、令和4年度末には562億円と増加しており、繰越欠損金の解消に至っていないことから、今後も入札の実施、借入利率を低減するなどの取組を継続する必要がある。
-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティについては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化の取組を行っており、平成 30 年度に発生した情報セキュリティインシデント以降は、重大なインシデントは発生していない。しかし、法人は多数の個人情報を有していることから、国の機関へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。
その他改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定。以下「基本的な文書」という。）の業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、eMAFF 等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理事務のデジタル化等、DX の推進による更なる事業や業務の効率化、利便性の向上を図る必要がある。また、重点計画、基本的な文書等を踏まえ、情報セキュリティ対策や DX 推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る必要がある。 法人の目的である「生産者の経営安定や需給動向の判断に資するための国内外の情報収集・提供」は、国内外の様々な事象に関する情報に分析を加えて提供することが重要であり、機構は独自の情報・データを収集・蓄積による分析力を持つとともに国内外に多様な情報源を有している強みを持っているが、海外の農畜産物に関する情報分析等の更なる体制の強化を図るため、関係機関との連携推進等が必要である。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項

監事等からの意見	
その他特記事項	(外部有識者からの意見)

様式1－1－3 中期目標管理法人 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B	B	B		
○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	B	B	B	B	B	B	1-1	
(1) 経営安定対策								〃	
ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等								〃	
◇(ア) 肉用牛交付金の交付	b○ 重	a○ 重	a○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃	
◇(イ) 肉用牛交付金の交付状況の公表	—	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(ウ) 肉豚交付金の交付	—○ 重	—○ 重	—○ 重	—○ 重	—○ 重	—	—	〃	
◇(エ) 肉豚交付金の交付状況の公表	—	—	—	—	—	—	—	〃	
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等								〃	
◇(ア) 生産者補給交付金の交付	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃	
◇(イ) ホームページによる交付状況の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(ウ) 畜産業振興事業	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(2) 緊急対策	b	a重	a重	a重	a重	—	—	〃	
○2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	B	B	B	B	B	B	1-2	
(1) 経営安定対策								〃	
ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等								〃	
◇(ア) 生産者補給交付金等の交付	b○ 重	a○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
◇(イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃	
イ 畜産業振興事業								〃	
◇(ア) 酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃	
◇(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施	b	b	b	b	b	—	—	〃	
(2) 需給調整・価格安定対策								〃	
ア 指定乳製品等の輸入・売買								〃	
◇(ア) 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入れ	b	b	b	b	b	—	—	〃	
(イ) 国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売渡し等								〃	
◇① 指定乳製品等の的確な売渡し	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇② 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(ウ) 価格騰貴等の場合における20営業日以内の需要者へ売渡しの実施	b	b	b	—	—	—	—	〃	
◇(エ) 売り渡した輸入バターの流通計画等の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇(オ) 売買実績に係る情報の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃	
◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催	b	b	b	b	b	—	—	〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
◇(3)緊急対策	b	a重	a重	a重	a重	—	—	〃
○3 野菜関係業務	B	B	A	B	B	B	B	1-3
(1)経営安定対策								〃
◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○ 重	b○ 重	a○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃
◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○ 重	b○ 重	a○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃
◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃
◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇オ セーフティネット対策の適切な対応	b	b	a	b	b	—	—	〃
◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	b	a	b	b	—	—	〃
◇(2)需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	a	a	a	a	—	—	〃
○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務	B	B	B	B	B	B	B	1-4
(1)経営安定対策								〃
ア 砂糖関係業務								〃
◇(ア)甘味資源作物交付金の交付	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃
◇(イ)国内産糖交付金の交付	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価	
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃
イ でん粉関係業務								〃
◇(ア)でん粉原料用いも交付金の交付	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃
◇(イ)国内産いもでん粉交付金の交付	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	b○ 重	—	—	〃
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃
(2)需給調整・価格安定対策								〃
◇ア 砂糖関係業務	b	a	a	a	b	—	—	〃
◇イ でん粉関係業務	b	b	a	a	b	—	—	〃
○5 情報収集提供業務	B	B	B	B	A	B	B	1-5
(1)調査テーマの重点化								〃
◇ア 情報利用者等の参画を得て開催する委員会で出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化	b	b	a	b	s	—	—	〃
◇イ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組	b	b	b	a	a	—	—	〃
(2)需給等関連情報の迅速な提供								〃
◇ア 情報の期間内の公表	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇イ 情報利用者等からの問合せ等があつた場合の迅速な対応	b	b	b	b	b	—	—	〃
(3)情報提供の効果測定等								〃
◇ア アンケート調査の実施	b	b	a	b	b	—	—	〃
◇イ 情報利用者の満足度	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇ウ 情報提供内容等の改善等	b	b	b	b	b	—	—	〃
○6 TPP等政策大綱への対応	A					A	A	1-6
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	A	B	B	B	B	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
○1 業務運営の効率化による経費の削減	B	B	B	B	B	B	B	2-1
◇(1)業務経費の削減	b	b	b	b	b	-	-	〃
◇(2)一般管理費の削減	b	b	b	b	b	-	-	〃
○2 役職員の給与水準	B	B	B	B	B	B	B	2-2
○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組	B	B	B	B	B	B	B	2-3
◇(1)「調達等合理化計画」に基づく取組	b	b	b	b	b	-	-	〃
◇(2)競争性、透明性の確保	b	b	b	b	b	-	-	〃
◇(3)監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況	b	b	b	b	b	-	-	〃
○4 業務執行の改善	B	B	A	B	B	B	B	2-4
(1)業務全体の点検・評価								〃
◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価	b	b	b	b	b	-	-	〃
◇イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施	b	b	a	b	b	-	-	〃
◇ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映	b	a	-	a	-	-	-	〃
(2)補助事業の審査・評価								〃
◇ア 事業の達成状況等の自己評価	b	b	b	b	b	-	-	〃
◇イ 第三者機関による事業の審査・評価	b	b	a	b	b	-	-	〃
◇ウ 必要に応じた業務の見直し	b	b	b	-	-	-	-	〃

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
○5 機能的で効率的な組織体制の整備	B	-	-	-	-	B	B	2-5
○6 補助事業の効率化等	B	B	B	B	B	B	B	2-6
(1)透明性の確保								〃
◇ア 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施	b	b	b	b	b	-	-	〃
◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表	b	b	b	b	b	-	-	〃
◇ウ 事業説明会等の実施	b	b	b	b	b	-	-	〃
(2)効率的な事業の実施								〃
◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施	b	b	b	b	b	-	-	〃
◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択	b	b	b	b	b	-	-	〃
◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施	-	-	-	-	-	-	-	〃
◇エ 設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施	b	b	b	b	b	-	-	〃
◇オ 事後評価	-	b	b	-	b	-	-	〃
◇カ 事務処理手続の迅速化	b	b	c	b	b	-	-	〃
◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入	b	b	b	b	-	-	-	〃
◇ク 評価手法の必要に応じた改善等	-	-	-	-	-	-	-	〃

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
◇ヶ 決算上の不用理由の分析	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇コ 基金の見直し	b	b	b	b	b	—	—	〃
○7 ICTの活用による業務の効率化	A	B	S	A	S	A	S	2-7
○8 情報システムの適切な整備及び管理					A		A	2-8
○9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	B	B	B	B	B	B	2-9
第3 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	B	B	
○1 財務運営の適正化	B	B	B	B	B	B	B	3
◇(1)収益化単位の業務毎の予算と実績の適切な管理	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇(2)業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示	b	b	b	b	b	—	—	〃
○2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	B	B	B	B	B	B	B	〃
第4 短期借入金の限度額	B	B	B	B	B	B	B	
○1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ	—	—	—	—	—	—	—	4
○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	B	B	B	B	B	B	B	〃
○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び	—	—	—	—	B	—	B	〃

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ								
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	B	B	B	B	B	B	
○1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B	B	B	B	B	B	B	5
○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B	B	B	B	B	B	B	〃
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	6
第7 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	7
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	
○1 ガバナンスの強化	B	B	B	B	B	B	B	8-1
(1)内部統制の充実・強化								〃
◇ア 内部統制の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇イ 役員会の開催	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進	b	b	a	b	b	—	—	〃
◇エ 内部監査の実施	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇オ リスク管理対策の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇カ 個人情報保護対策の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
◇(2)コンプライアンスの推進	c	b	b	b	b	—	—	〃
○2 職員の人事に関する計画	B	B	B	B	B	B	B	8-2
◇(1)職員の人事に関する方針	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇(2)人員に関する指標	b	b	b	b	b	—	—	〃
(3)業務運営能力等の向上								〃
◇ア 階層別研修の実施	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇イ 専門別研修の実施	b	b	b	b	b	—	—	〃
○3 情報公開の推進	B	B	B	B	B	B	B	8-3
◇(1)照会事項への対応	b	b	b	b	b	—	—	〃
(2)資金の流れ等についての情報公開の推進								〃
ア 畜産関係業務、野菜関係業務								〃
◇(ア)機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇(イ)生産者等への資金に係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進	b	b	b	b	b	—	—	〃
○4 消費者等への広報	B	B	A	A	A	A	A	8-4
(1)消費者等への情報提供								〃
◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討	b	b	b	b	b	—	—	〃
◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パ	b	b	b	b	b	—	—	〃

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調査No.	備考
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
ンフレットに関するアンケート調査の実施								
◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進	b	b	a	a	a	—	—	〃
◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	b	b	a	a	a	—	—	〃
◇(2)ホームページの機能強化	a	a	a	a	a	—	—	〃
○5 情報セキュリティ対策の向上	C	B	A	B	B	B	B	8-5
◇(1)情報セキュリティ対策の向上	c	b	a	b	b	—	—	〃
◇(2)緊急時を含めた連絡体制の整備	b	b	b	b	b	—	—	〃
○6 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	—	8-6
○7 前期中期目標期間繰越積立金の処分	B	B	B	B	B	B	B	8-7
○8 長期借入れを行う場合の留意事項	—	—	—	—	—	—	—	8-8

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調査No」欄には、見込評価書の項目別評定調書の項目別調査Noを記載。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1—1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ 畜産業振興事業 (2) 緊急対策			
業務に関する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化			
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行なながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第3条 肉用子牛生産安定等特別措置法第3条

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
肉用牛交付金 を交付した件数	—	—	1,255 件 (517 件)	18,197 件	45,187 件	19,291 件	25,977 件	予算額（千円）	206,302,632
目標業務日以 内に交付した 件数	35 業務日以 内に交付	—	1,255 件 (517 件)	18,197 件	45,187 件	19,291 件	25,977 件	決算額（千円）	41,605,988
達成度合	—	—	100% (100%)	100%	100%	100%	100%	経常費用（千円）	53,246,549
肉用牛交付金 を交付した回 数	—	—	— (—)	4回	4回	4回	4回	経常利益（千円）	△25,493,694
目標業務日以 内に交付状況 を公表した回 数	5 業務日以 内に公表	—	— (—)	4回	4回	4回	4回	当期総利益（千円）	14
達成度合	—	—	— (—)	100%	100%	100%	100%	行政コスト（千円）	—
肉豚交付金を 交付した件数	—	—	— (—)	—	—	—	—	行政サービス実施コ スト（千円）	18,172,373
目標業務日以 内に公表した回 数	30 業務日以 内に公表	—	—	—	—	—	—	従事人員数	52.86

内に交付した件数	内に交付		(一)																
達成度合	—	—	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肉豚交付金を交付した回数	—	—	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	—	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
達成度合	—	—	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した件数	—	188 件	202 件	229 件	202 件	207 件	278 件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目標業務日以内に交付した件数	14業務日以内の交付	188 件	202 件	229 件	202 件	207 件	278 件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数	—	—	1回	3回	2回	1回	3回	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	—	1回	3回	2回	1回	3回	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
緊急対策として制定した事業数	—	—	28 事業	41 事業	36 事業	4事業	13 事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目標業務日以内に要綱を制定した事業数	18業務日以内の要綱制定	—	28 事業	41 事業	36 事業	4事業	13 事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（肉畜・食肉等）関係に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

4) 30年度の欄の括弧内は、TPP11協定発効前までの目標に基づく件数を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
第2 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間とする。		<p>中項目ごとに「当該中項目に含まれる小項目の実績評価の合計点数」を「実績評価の回数に2を乗じて得た数」(満点)で除した割合(中項目の中期達成割合)により5段階で評価。</p> <p>S : 中項目の中期達成割合が 120%以上で顕著な成果がある。</p> <p>A : 中項目の中期達成割合が 120%以上</p> <p>B : 中項目の中期達成割合が 80%以上 120%未満</p> <p>C : 中項目の中期達成割合が 60%以上 80%未満</p> <p>D : 中項目の中期達成割合が 60%未満</p> <p>・小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>s評価 : 4点</p> <p>a評価 : 3点</p> <p>b評価 : 2点</p> <p>c評価 : 1点</p> <p>d評価 : 0点</p> <p>(◎ : 大項目、 ○ : 中項目、 ◇ : 小項目)</p>				
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成	◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成			評定 B	評定 B
					大項目(評価指標の「◎」を付したもの)は、当該大項目に含まれる中項目(評価指標の「○」を付したもの)の評定を点数化して行う。中項目	大項目(評価指標の「◎」を付したもの)は、当該大項目に含まれる中項目(評価指標の「○」を付したもの)の評定を点数化して行う。中項目

	成するためとるべき措置	達成するためとるべき措置			目的の評定は、Aが1、Bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)	目的の評定は、Aが1、Bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等		<p>中項目の総数：6</p> <p>評定Sの中項目数：0×4点 = 0点</p> <p>評定Aの中項目数：1×3点 = 3点</p> <p>評価Bの中項目数：5×2点 = 10点</p> <p>評価Cの中項目数：0×1点 = 0点</p> <p>評価Dの中項目数：0×0点 = 0点</p> <p>合計 13 点 ($13 / 12 = 108\%$)</p>	<p>中項目の総数：6</p> <p>評定Sの中項目数：0×4点 = 0点</p> <p>評定Aの中項目数：1×3点 = 3点</p> <p>評価Bの中項目数：5×2点 = 10点</p> <p>評価Cの中項目数：0×1点 = 0点</p> <p>評価Dの中項目数：0×0点 = 0点</p> <p>合計 13 点 ($13 / 12 = 108\%$)</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>評定</p> <p>B</p> <p>評定に至った理由</p> <p>項目別の評定（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定。以下同じ。）は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の各事業年度の評定を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評定はaが5、bが18であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)</p> <p>小項目の総数：32</p> <p>評定sの小項目数：0×4点 = 0点</p> <p>評定aの小項目数：5×3点 = 15点</p> <p>評価bの小項目数：18×2点 = 36点</p> <p>評価cの小項目数：0×1点 = 0点</p> <p>評価dの小項目数：0×0点 = 0点 (評価対象外：9)</p> <p>合計 51 点 ($51 / 46 = 111\%$)</p> <p>小項目の総数：40</p> <p>評定sの小項目数：0×4点 = 0点</p> <p>評定aの小項目数：6×3点 = 18点</p> <p>評価bの小項目数：23×2点 = 46点</p> <p>評価cの小項目数：0×1点 = 0点</p> <p>評価dの小項目数：0×0点 = 0点 (評価対象外：11)</p> <p>合計 64 点 ($64 / 58 = 110\%$)</p> <p>評定に至った理由</p> <p>項目別の評定（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評定。以下同じ。）は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の各事業年度の評定を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評定はaが6、bが23であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)</p> <p>畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき法人が実施する経営安定対策については、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和元年度は、TPP11協定の発効に伴い、新たな交付金制度を</p>

<p>(ア) 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績：－業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、</p>	<p>(ア) 肉用牛交付金の交付</p> <p>肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。</p> <p>（第 3 期中期目標期間実績：－業務日）</p>	<p>◇ (ア) 肉用牛交付金の交付</p> <p>分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p>	<p>直しや、台風などの自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策についても遺漏なく実施したことにより、的確に経営安定対策を実施した。</p> <p>緊急対策については、令和元年度の豚熱等の家畜疾病、台風、大雨、地震等の自然災害、令和2年度、3年度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和3年度の配合飼料価格安定制度の運営基盤強化への支援対策及び令和4年度の肉用牛価格の低落や配合飼料価格高騰への支援対策事業等を国、地方自治体、事業実施主体と緊密に連携し、迅速かつ適切な対応により、短期間で的確に実施した。</p> <p>＜課題と対応＞ 特になし</p>	<p>スタートさせるため、事業関係者への丁寧な周知、システムの改善を行い、適切な交付金等の交付を実施した。また、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策として、生産者負担金の納付期限の延長措置等について、当省の要請に対して、速やかな要綱改正を行うなどの確に実施したことは、評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策については、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和元年度は豚熱等の家畜疾病、台風、大雨、地震等の自然災害にかかる支援対策、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う支援対策、令和3年度は飼料穀物価格の高騰対策等について、当省の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。 	<p>スタートさせるため、事業関係者への丁寧な周知、システムの改善を行い、適切な交付金等の交付を実施した。また、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策として、生産者負担金の納付期限の延長措置等について、当省の要請に対して、速やかな要綱改正を行うなどの確に実施したことは、評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策については、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和元年度は豚熱等の家畜疾病、台風、大雨、地震等の自然災害にかかる支援対策、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う支援対策、令和3年度は飼料穀物価格の高騰対策、令和4年度は配合飼料価格安定制度の補填金交付を行うため、融資機関からの借入に必要となる利子相当額の支援等の事業等について、当省の要請に基づき、対策の公表後、的確、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。 																				
			<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td><td>a</td><td>a</td><td>b</td><td></td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	a	a	b		<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td><td>a</td><td>a</td><td>b</td><td>b</td> </tr> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	a	a	b	b	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																					
b	a	a	b																						
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																					
b	a	a	b	b																					

<p>また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：一業務日)</p>	<p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p> <p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>平成30年12月末のTPP11協定の発効に伴い、従来の予算事業から法制化された交付金制度として新たにスタートした際には、事業関係者に対し丁寧に制度を周知した。また、法制化後は、令和2年度に交付金単価の算定の方法の見直し及び運用改善や、台風などの自然災害及び新型コロナウィルスの感染拡大に伴う緊急支援策としての生産者負担金の納付期限の延長措置等について、国からの要請に基づき、速やかに要綱改正を行うなどの的確に対応した。</p> <p>◇ (イ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった</p>			
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

		<p>た d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇ (ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績：一業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>◇ (ウ) 肉豚交付金の交付 分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 30 業務日以内に交付した件数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>た d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇ (ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ (ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>— — — — —</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>— — — — —</p>
	<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 3 期中期目標期間実績：一業務日)</p>	<p>◇ (エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>◇ (エ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p>	<p>◇ (エ) ホームページによる交付状況の公表 該当なし</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>— — — — —</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>— — — — —</p>

<p>況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：5業務日)</p>	<p>交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>給交付金の交付状況に係る情報について、毎年度、交付を終了した日から5業務日以内にホームページで全て公表した。</p>	<p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	<p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b</p>
ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他 の肉畜・食肉等に係る 産業の振興に資する ための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、 国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に 係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号。以下「機構法」という。)に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に明確な役割分担と連携	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他 の肉畜・食肉等に係る 産業の振興に資する ための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、 国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に 係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に明確な役割分担と連携	<p>◇ウ 畜産業振興事業</p> <p>肉畜・食肉等に係る 経営安定対策の補完対策にあつては、毎年、必要のあった全ての新規・拡充事業等について、事業説明会等を実施した。</p> <p>分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>経営安定対策の補完対策にあつては、毎年、必要のあった全ての新規・拡充事業等について、事業説明会等を実施した。</p> <p>(第2の6の(1)のイ参照)</p>	<p>評定 —</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	<p>評定 —</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b</p>

<p>の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</p>	<p>事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>						
(2) 緊急対策	(2) 緊急対策	◇ (2) 緊急対策	<主要な業務実績>					
畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。	令和元年度の断続的に全国各地で発生する豚熱(CSF)の発生に伴う経口ワクチン散布等への支援対策や、台風、大雨、地震等の自然災害による畜舎等の損壊や停電被害を受けた生産者への支援対策、令和2年度、3年度の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う一連の畜産支援対策、令和3年度の配合飼料価格安定制度の運営基盤強化への支援対策、令和4年度の肉用子牛価格の低落への支援対策及び配合飼料価格高騰への支援対策事業について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定し、国、地方自治体、事業実施主体と緊密に連携し、迅速かつ的確に事業を実施した。					
【難易度：高】								
災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調								

整を行ながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。						
-------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成30年度：決算額が予算額の20%程度となっているが、牛・豚枝肉価格、肉用子牛価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付等の発動が少なかったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。

令和元年度：決算額が予算額の11%程度となっているが、子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

令和2年度：決算額が予算額の30%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

令和3年度：決算額が予算額の25%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

令和4年度：決算額が予算額の20%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1.当事務及び事業に関する基本情報				
1—2	2 畜産(酪農・乳業)関係業務 (1) 経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業 (2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 (3) 緊急対策			
業務に関する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第4条、第14条、第24条
当該項目の重要度、難易度	重要度:「高」(基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため) 難易度:「高」(災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため)			

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
加工原料乳生産者補給交付金の支払請求件数	—	44件	66件	147件	153件	158件	160件		予算額(千円)	97,982,477	103,326,214	113,466,983	80,256,475	94,164,903
									決算額(千円)	63,337,019	68,069,232	66,346,171	64,028,468	75,994,172
									経常費用(千円)	60,988,102	66,820,877	64,950,839	63,136,265	74,809,118
									経常利益(千円)	△7,991,425	△9,860,020	△8,510,870	△10,432,250	△1,410,347
									当期総利益(千円)	1	7,466	9,565	1,870	6,281
目標業務日以内に交付した件数	18業務日以内に交付した件数	44件	66件	147件	153件	158件	160件		行政コスト(千円)	—	66,820,877	64,950,839	63,136,265	74,809,118
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		行政サービス実施コスト(千円)	28,477,095	—	—	—	—
受託数量等を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回	12回		従事人員数	20.39	22.70	22.70	22.70	22.70
目標業務日以内に公表した回数	9業務日以内に公表した回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回							
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%							
加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数	—	一件	1件	3件	2件	3件	8件							
目標業務日以内に公表した回数	14業務日以内に公表した回数	一件	1件	3件	2件	3件	8件							

内に交付した件数	内の交付																			
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%												
国から通知を受けた輸入数量	全量の輸入	137,202 トン	137,202 トン ※全乳換算数量																	
輸入入札に付した数量	—	137,202 トン	137,202 トン ※全乳換算数量																	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%												
国が指示する方針による売渡計画の合計数量	計画の確実な実施	64,496 トン	58,455 トン ※製品重量	37,510 トン ※製品重量	18,050 トン ※製品重量	15,498 トン ※製品重量	13,946 トン ※製品重量													
売渡入札に付した数量	—	64,496 トン	58,455 トン ※製品重量	37,510 トン ※製品重量	18,050 トン ※製品重量	15,498 トン ※製品重量	13,946 トン ※製品重量													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%												
指定乳製品等の輸入の契約数	—	295 件	443 件	288 件	384 件	—	—													
目標業務日以内に売渡した契約数	20 業務日以内の売渡し	295 件	443 件	288 件	384 件	—	—													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	—	—													
流通計画の公表回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回												
目標の期日までに公表した回数	四半期終了月の翌月末までの公表	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回												
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%												
売買実績に係る情報を公表した回数	—	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回												
目標の期日までに公表した回数	翌月 19 日までの公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回												
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%												
緊急対策として制定した事業数	—	—	5 事業	5 事業	16 事業	1 事業	3 事業													

目標業務日以内に要綱を制定した事業数	18業務日以内の要綱制定	—	5事業	5事業	16事業	1事業	3事業						
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%						

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（酪農・乳業）関係に関するもの（指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価						
			業務実績	自己評価	(見込評価)			(期間実績評価)					
2 畜産（酪農・乳業） 関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	2 畜産（酪農・乳業） 関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	○2 畜産（酪農・乳業） 関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等		<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定B 満点：116点（小項目58×2点）</p> <p>a評価の小項目数：5×3点=15点 b評価の小項目数：53×2点=106点 合計 15+106=121点 121点/116点=104%</p> <p>畜産（酪農・乳業） 関係業務については、 毎年度、的確に業務を 執行しており、中項目 の中期達成割合は 105%であった。</p> <p>加工原料乳生産者 補給交付金等の交付 については、令和元年 度は、平成30年の制 度改正により交付対 象事業者が大幅に増 加した中、特に新規に 参入した関係者に対 して交付手続等につ いてきめ細かな対応 を行ったことにより、 的確に経営安定対策 を実施した。</p>	<p>評定 B</p> <p>＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はaが4、bが43であり、これら の合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上120%未満であることから、評定はB とした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目 の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)</p> <p>小項目の総数：48 評定sの小項目数：0×4点=0点 評定aの小項目数：4×3点=12点 評定bの小項目数：43×2点=86点 評定cの小項目数：0×1点=0点 評定dの小項目数：0×0点=0点 (評定対象外：1) 合計 98点 (98/94=104%)</p> <p>・畜産経営の安定に関する法律に基づき法人が 実施する経営安定対策、需給調整・価格安定対 策が、いずれも迅速かつ適切に実施されてい る。特に、令和元年度の加工原料乳生産者補給 交付金等の交付について、制度改正により交付 対象事業者が大幅に増加した中、特に新規に参 入した関係者に対して交付手続等についてき め細かな対応を行ったことは、評価できる。 ・緊急対策については、畜産に重大かつ甚大な 影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格変動 など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応し た酪農生産者等への影響緩和対策を実施する こととしており、令和元年度の台風、大雨、地 震等の自然災害、令和2年度の新型コロナウイ</p>	<p>評定 B</p> <p>＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はaが5、bが53であり、これら の合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上120%未満であることから、評定はB とした。 (※基準となる数値：中項目に含まれる小項目 の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)</p> <p>小項目の総数：60 評定sの小項目数：0×4点=0点 評定aの小項目数：5×3点=15点 評定bの小項目数：53×2点=106点 評定cの小項目数：0×1点=0点 評定dの小項目数：0×0点=0点 (評定対象外：2) 合計 121点 (121/116=104%)</p> <p>・畜産経営の安定に関する法律に基づき法人が 実施する経営安定対策、需給調整・価格安定対 策が、いずれも迅速かつ適切に実施されてい る。特に、令和元年度の加工原料乳生産者補給 交付金等の交付について、制度改正により交付 対象事業者が大幅に増加した中、特に新規に参 入した関係者に対して交付手続等についてき め細かな対応を行ったことは、評価できる。 ・緊急対策については、畜産に重大かつ甚大な 影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格変動 など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応し た酪農生産者等への影響緩和対策を実施する こととしており、令和元年度の台風、大雨、地 震等の自然災害、令和2年度の新型コロナウイ</p>							

				<p>緊急対策について は、令和元年度の台 風、大雨、地震等の自 然災害、令和2、3年 度の新型コロナウイ ルスの感染拡大に伴 う畜産支援対策、令和 3年度の暑熱等によ り、飼料作物が生育不 良等になり、不足する 自給飼料を酪農経営 体等へ支援する事業、 令和4年度の国産粗 飼料の利用拡大や生 産コストの削減を図 る酪農経営体に対し、 生産コストの上昇分 に係る補填金を交付 する取組を支援する 事業を国、地方自治 体、事業実施主体等と 緊密に連携し、迅速かつ 適切な対応により、 短期間で的確に実施 した。</p> <p>＜課題と対応＞ 特になし</p>	<p>ルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和3年 度の暑熱等により不足する自給飼料の酪農経 営体等への支援対策について、当省の要請に基 づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制 定、改正等を行い、早期に事業を実施している。</p>	<p>ルスの感染拡大に伴う畜産支援対策、令和3年 度の暑熱等により不足する自給飼料の酪農経 営体等への支援対策、令和4年度の国産粗飼料 の利用拡大等に取り組む酪農経営体に対し、生 産コストの上昇分に係る補填金を交付する取 組を支援する対策等について、当省の要請に基 づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制 定、改正等を行い、早期に事業を実施している。</p>
<p>(ア) 加工原料乳生産 者補給交付金、加工原 料乳生産者補給金及 び集送乳調整金につ いては、対象事業者及 び指定事業者からの 交付申請を受理した 日から 18 業務日以 内に交付する（対象事業 者及び指定事業者か ら 18 業務日を越えた 支払希望がある場合 を除く。）。</p> <p>(第 3 期中期目標期 間実績：18 業務日)</p>	<p>(ア) 加工原料乳生産 者補給交付金、加工原 料乳生産者補給金及 び集送乳調整金につ いては、対象事業者及 び指定事業者からの 交付申請を受理した 日から 18 業務日以 内に交付する。</p> <p>ただし、対象事業者 及び指定事業者から 18 業務日を超えた支 払希望がある場合を 除く。</p>	<p>◇ (ア) 生産者補給交 付金等の交付</p> <p>分母を支払請求件 数とし、分子を 18 業務 日以内に交付した件 数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための特に優れ た取組内容が認めら れる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取 組内容が認められる</p>	<p>◇ (ア) 生産者補給交 付金等の交付</p> <p>分母を支払請求件 数とし、分子を 18 業務 日以内に交付した件 数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための特に優れ た取組内容が認めら れる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取 組内容が認められる</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>b a b b</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>b a b b b</p>	

<p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>払を希望したもの(払を希望したもの)を除く。)交付した。 特に、新たな制度がスタートした令和元年度には、加工原料乳生産者補給交付金業務の一層の迅速化を図るため、第1号交付対象事業者(注)に対し、事務の効率的処理への協力を要請する文書を発するとともに、現地調査等による指導を行った。</p> <p>(注)第1号交付対象事業者は、生乳を生産者から集めて乳業者に販売し、機構から補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者。</p>		
<p>(イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日)</p>	<p>(イ) 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>◇ (イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%</p>	<p><主要な業務実績> 交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報について、毎年度、全都道府県からの報告終了後、9業務日以内にホームページで全て公表した。 また、事務処理の迅速化等に当たっては、都道府県及び第1号交付対象事業者に文書を発し、相互連絡等について指導を行った。</p>	<p>評定 ━</p> <p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>

<p>イ 畜産業振興事業 (ア) 酪農対策 酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金の交付等を行う。 このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に行う。 (第 3 期中期目標期間実績：実績なし)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>イ 畜産業振興事業 (ア) 酪農対策 ◇ (ア) 酪農対策 生乳生産者の経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に行う。</p> <p>(イ) 换算対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事</p>	未満であった	<p>イ 畜産業振興事業 (ア) 酪農対策 ◇ (ア) 酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成 分母を加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数とし、分子を、当該補助金を 14 業務日以内に交付した件数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成に係る補助金について、毎年度、事業実施主体からの補助金の概算払請求後、14 業務日以内に全て交付した。</p>		
			<p>評定</p>	—	<p>評定</p>	—
<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b</p>					
			<p>評定</p>	—	<p>評定</p>	—
<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b</p>					
			<p>評定</p>	—	<p>評定</p>	—

<p>業説明会等を実施する。 (第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。 (第3期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%)</p>	<p>業説明会等を実施する。</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p>	<p>成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 ◇ (ア) 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 　　分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 国家貿易機関として、毎年度、国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入入札に付した。</p>			
評定	—	評定	—	評定	—	評定
各事業年度の評価結果	30年度 b	各事業年度の評価結果	30年度 b	各事業年度の評価結果	30年度 b	各事業年度の評価結果
元年度	2年度 b	2年度 b	3年度 b	3年度 b	4年度 b	元年度 b
2年度	3年度 b	4年度 b				
3年度	4年度 b	b	b	b	b	b
4年度	b	b	b	b	b	b

	<p>(イ) 国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売り渡し等</p> <p>◇① 指定乳製品等の的確な売り渡し</p> <p>分母を国が指示する方針による売渡計画の合計数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100% であった</p> <p>c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80% 未満であった</p> <p>(売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>毎年度、四半期毎に国に届け出ている売渡計画に基づき、全量をバター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルとして売渡入札に付した。</p>
	<p>◇② 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、毎年度、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。</p> <p>また、機構の売渡入札における落札需要者から輸入乳製品に</p>

評定	—	評定	—								
各事業年度の評価結果			各事業年度の評価結果								
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
b	b	b	b	b	b	b	b	b	b		
各事業年度の評価結果			各事業年度の評価結果								
30年度			30年度	元年度			2年度	3年度			4年度
b			b	b			b	b			b
評定	—	評定	—								
各事業年度の評価結果			各事業年度の評価結果								
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
b	b	b	b	b	b	b	b	b	b		

<p>(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：20 業務日)</p>	<p>(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>関する要望・意向を把握し、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。</p>	<p>◇ (ウ) 価格高騰等の場合における 20 業務日以内の需要者へ売渡しの実施</p> <p>分母を輸入の契約数(20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。)とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を 20 業務日以内に売渡した契約数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100% であった</p> <p>c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>指定乳製品等の安定的な供給を確保する観点から、農林水産大臣から承認を受けた品目について、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に全て需要者へ売渡しを行った。(20 業務以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められた場合を除く。) なお、令和 3 年度、4 年度は、指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるという状況に至らなかつたため、当該輸入・売渡しは実施しなかつた。</p> <p>輸入承認数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>i バター (トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度 13,000</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 20,000</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 当初 20,000</td> </tr> <tr> <td>検証後 14,000</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 —</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 —</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii 脱脂粉乳 (トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度 13,800</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 —</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 —</td> </tr> </tbody> </table>	i バター (トン)	平成30年度 13,000	令和元年度 20,000	令和2年度 当初 20,000	検証後 14,000	令和3年度 —	令和4年度 —		平成30年度 13,800	令和元年度 —	令和2年度 —									
i バター (トン)																									
平成30年度 13,000																									
令和元年度 20,000																									
令和2年度 当初 20,000																									
検証後 14,000																									
令和3年度 —																									
令和4年度 —																									
平成30年度 13,800																									
令和元年度 —																									
令和2年度 —																									
				<p>評定 —</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <table> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	—		<p>評定 —</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <table> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>b</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	—	—
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																					
b	b	b	—																						
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																					
b	b	b	—	—																					

			<table border="1"> <tr> <td>令和3年度</td><td>—</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>—</td></tr> </table>	令和3年度	—	令和4年度	—		
令和3年度	—								
令和4年度	—								
(ウ) 上記(ア)又は (イ)により売り渡し た輸入バターの流通 状況を把握するため、 機構の輸入バターの 落札者から徴収した 流通計画等を四半期 毎に取りまとめ、四半 期終了月の翌月末ま でにホームページで 公表する。 (第3期中期目標期 間実績：四半期終了月 の翌月末)	(ウ) 上記(ア)又は (イ)により売り渡し た輸入バターの流通 状況を把握するため、 機構の輸入バターの 落札者から徴収した 流通計画等を四半期 毎に取りまとめ、四半 期終了月の翌月末ま でにホームページで 公表する。	◇(エ) 売り渡した輸 入バターの流通計 画等の公表 分母を4回とし、分子 を四半期終了月の 翌月末までに公表し た回数とする。 s：達成度合は100% であり、かつ、その達 成のための特に優れ た取組内容が認めら れる a：達成度合は100% であり、かつ、その達 成のための優れた取 組内容が認められる b：達成度合は、100% であった c：達成度合は、80% 以上100%未満であつ た d：達成度合は、80% 未満であった	<主要な業務実績> 輸入バターの流通 状況を把握するため、 毎年度、機構の輸入バ ターの落札者から徴 収した流通計画等を 四半期毎にそれぞれ 取りまとめ、四半期終 了月の翌月末までに ホームページで全て 公表した。	評定 —	評定 —				
				各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b				
(エ) 指定乳製品等の 内外価格差の調整を 図るため、機構の買入 れ・売戻しの申込みを する者から、調整金の 徴収を行い、指定乳製 品等の買入れ・売戻し における月毎の売買 実績を翌月の19日ま でに、ホームページで 公表する。 (第3期中期目標期 間実績：翌月の19日)	(エ) 指定乳製品等の 内外価格差の調整を 図るため、機構の買入 れ・売戻しの申込みを する者から、畜産経営 の安定に関する法律 (昭和36年法律第183 号)に規定する農林水 産大臣が定めて告示 する金額の徴収を行 うとともに、本業務の 透明性を確保する観 点から、指定乳製品等 の買入れ・売戻しにお ける月毎の売買実績 を翌月の19日までに、	◇(オ) 売買実績に係 る情報の公表 分母を公表回数と し、分子を翌月19日ま でに公表した回数と する。 s：達成度合は100% であり、かつ、その達 成のための特に優れ た取組内容が認めら れる a：達成度合は100% であり、かつ、その達 成のための優れた取 組内容が認められる b：達成度合は、100%	<主要な業務実績> 売戻相手先から輸 入許可書の速やかな 提出を受けること等 により、毎年度、前月 分の指定乳製品等の 買入れ・売戻しの実績 について、翌月の19日 までにホームページで 公表した。	評定 —	評定 —				
				各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b				

		<p>ホームページで公表する。</p> <p>イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 (参考: 第3期中期目標期間実績: 6回 (平成29年度実績))</p>	<p>であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があつた</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があつた</p> <p>b : 取組は十分であつた</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(参考: 開催実績) 平成30年度 4回 令和元年度 4回 令和2年度 3回 令和3年度 3回 令和4年度 3回</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b</p>
	<p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第3期中期目標期</p>	<p>◇ (3) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>◇ (3) 緊急対策 台風、大雨、地震等の自然災害による畜舎等の損壊や停電被害を受けた生産者への支援対策及び新型コロナウイルスの感染拡大に係る一連の畜産支援対策のほか、令和3年度は、暑熱等により、飼料作物が生育不良等になり、不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する事業、令和4年度は、輸入粗飼料等の価格が高騰する中、国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減を図る酪農経営体に対し、</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a a</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a a a</p>	

間実績：18 業務日) 【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められるところであり、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携しながら、短期間で実施要綱の制定を含む事業設計を行い、迅速かつ的確に実施する必要があるため。	c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は 80%未満であった	輸入粗飼料等の価格の急騰による生産コストの上昇分に係る補填金を交付する取組を支援する事業について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。			
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成30年度：決算額が予算額の65%程度となっているが、生乳生産量の減少に伴い加工原料乳向け生乳数量が減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みよりも下回ったことが要因であり、人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。

令和元年度：決算額が予算額の66%程度となっているが、生産者補給交付金の交付が当初の見込よりも少なかつたこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入れが当初の見込よりも少なかつたことが要因である。

令和2年度：決算額が予算額の58%程度となっているが、加工原料乳生産者補給交付金等の交付が当初の見込よりも少なかつたこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量及び買入価格が当初の見込みを下回ったことが要因である。

令和3年度：決算額が予算額の80%程度となっているが、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量が当初の見込みを下回ったことが要因である。

令和4年度：本セグメントにおいて、決算額が予算額の81%程度となっているが、畜産業振興事業費のうち酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業において、新型コロナウイルス感染拡大等に伴う建築資材や施工業者の不足、機械の納品の遅れ等により、当初の見込みから事業参加者が減少したことが主な要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—3	<p>3 野菜関係業務</p> <p>(1) 経営安定対策</p> <p>ア 指定野菜価格安定対策事業、イ 契約指定野菜安定供給事業、ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、エ 業務内容等の公表、 オ セーフティネット対策の適切な対応、カ 野菜農業振興事業</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策</p>		
業務に関連する政策・施策	<p>食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>	<p>当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 野菜生産出荷安定法</p>
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0166、0174、0193

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数（指定野菜）	—	1,115 件	1,515 件	1,845 件	1,787 件	2,212 件	1,632 件		予算額（千円）	17,434,234	22,450,495	25,197,368	25,674,399	26,429,493
目標業務日以内に交付した件数	11 業務日以内の交付	1,115 件	1,515 件	1,845 件	1,787 件	2,212 件	1,632 件		決算額（千円）	15,274,910	19,864,951	21,316,559	23,556,066	15,990,490
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用（千円）	14,451,961	19,451,678	20,955,644	23,126,277	14,750,403
登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数（契約指定野菜）	—	109 件	87 件	115 件	133 件	151 件	148 件		経常利益（千円）	28,514	33,779	100,225	29,174	121,690
目標業務日以内に交付した件数	21 業務日以内の交付	109 件	87 件	115 件	133 件	151 件	148 件		当期総利益（千円）	235,256	35,940	102,361	30,002	118,021
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		行政コスト（千円）	—	19,451,678	20,955,644	23,126,277	14,754,620
野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数（特定野菜）	—	707 件	771 件	969 件	886 件	1,008 件	1,017 件		行政サービス実施コスト（千円）	11,557,545	—	—	—	—
目標業務日以内に交付した	11 業務日以内の交付	707 件	771 件	969 件	886 件	1,008 件	1,017 件		従事人員数	30.25	30.00	30.00	30.00	30.00

件数																			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%											
交付予約数量等の公表月数(計画値)	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月											
交付予約数量等の公表月数(実績値)	—	12月																	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%											
経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数	—	1事業																	
事業説明会等を開催した事業数	—	1事業																	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%											
需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数	—	2事業																	
事業説明会等を開催した事業数	—	2事業																	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%											

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、野菜関係に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	○3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策		<評定と根拠> 評定B 満点: 70点 (小項目 35 × 2点) a評価の小項目数: 8 × 3点=24点 b評価の小項目数: 27 × 2点=54点 合計: 24+54=78点 78点/70点=111%	評定 B	評定に至った理由> 小項目の評定はaが7、bが21であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値: 中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)	<評定に至った理由> 小項目の評定はaが8、bが27であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値: 中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)	評定 B	評定に至った理由> 小項目の評定はaが8、bが27であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 (※基準となる数値: 中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)

			<p>野菜関係業務については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は111%であった。</p> <p>指定野菜価格安定対策事業については、令和2年度は、リモートワークシステムを導入し、コロナ禍における機関及び登録出荷団体等の在宅勤務の推進及び感染症発生時の業務継続体制の強化を図ることができた。</p> <p>契約指定野菜安定供給事業については、令和2年度は、オンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設するとともに、毎月オンライン商談会を開催し、契約取引の推進を図ることができた。</p> <p>セーフティネット対策の適切な対応については、令和2年度は、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例について、農林水産省・全農等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A集の配付、Web説明会等により周知・徹底を図り、円滑に特例が施行できた。</p> <p>野菜農業振興事業のうち契約野菜収入確保モデル事業については、令和2年度は、多</p>	<p>評価bの小項目数：21×2点= 42点 評価cの小項目数：0×1点= 0点 評価dの小項目数：0×0点= 0点 合計 63点 (63/56=112%)</p> <p>・野菜生産出荷安定法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。特に、令和2年度は、指定野菜価格安定対策事業における、リモートワークシステムの導入による業務継続体制の強化、オンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設し、毎月オンライン商談会を開催することによる契約取引の推進、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例について、当省・全農等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A集の配付、Web説明会等により周知・徹底を図ることによる円滑な特例の実施、及び契約野菜収入確保モデル事業の積極的な広報が評価できる。</p> <p>・需給調整・価格安定対策については、令和元年度は、野菜価格が大幅に低落する中で、初めてフードバンクへ野菜の提供を実施。令和2年度は、好天や新型コロナウイルス感染拡大の影響で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、平成18年度以来最大規模となる緊急需給調整事業を実施し、野菜の需給・価格の安定を図った。令和3年度は、暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中で、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等の事業の大幅な見直しに伴い、当省・団体等と連携して当該見直しに係る周知をすることにより、価格低落時における緊急需給調整事業の取組が増加。さらに、国連が定めた国際果実野菜年2021の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ホームページにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成が図られた。令和4年度は、指定野菜14品目について、消費者が普段見ことができない収穫・出荷の工程を撮影・編集した動画を生産者、流通業者、消費者などからなる野菜需給協議会で共有し、消費者</p>
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>様な手段で積極的な広報を行った結果、過去最高の採択額となり、コロナ禍の中、契約取引の推進を図ることができた。</p> <p>また、緊急需給調整事業については、令和元年度は、野菜価格が大幅に低落する中で、初めてフードバンクへ野菜の提供を実施できしたこと、令和2年度は、コロナ禍や好天で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、平成18年度以来最大規模の実績となったこと、令和3年度は、暖冬等の影響による主要野菜の価格の低迷の長期化を踏まえ事業を大幅に見直すことにより、野菜の需給・価格の安定を図るとともに、需給情報についても、“ベジ探”のリニューアル、コンテンツの拡充、国際果実野菜年への取組等による発信強化を図ったこと、令和4年度は、消費者向けに指定野菜14品目のほ場での収穫作業、調製作業及び選別作業など生産現場での収穫から出荷までの様子を撮影・編集し、消費者が普段見ことができない場面をYouTube(alicチャンネル)に動画で公開し、野菜需給協議会においても共有したことで、消費者のみならず野菜</p>	<p>者ののみならず野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者に生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の醸成を図り、緊急需給調整事業の円滑な実施等にも貢献した。これらの十分な取組を実施したことは評価できる。</p>
--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>ア 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p> <p>（第3期中期目標期間実績：11 業務日）</p> <p>【重要度：高】</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>ア 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付 分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100% であった</p> <p>c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p>◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>b b a b</p>	<p>の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の理解醸成を図ることができた。これらにより、十分な取組を行い、機動的かつ弾力的に実施した。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし</p>	<p>評定</p> <p>—</p>	<p>評定</p> <p>—</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>b b a b b</p>
<p>イ 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>あらかじめ締結した</p>	<p>イ 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付</p>	<p>◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p>	<p>評定</p> <p>—</p>	<p>評定</p> <p>—</p>	<p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p>	

<p>指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：21 業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人から交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p> <p>助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>給事業に係る生産者補給交付金等について は、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。</p> <p>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。</p> <p>（第3期中期目標期間実績：21 業務日）</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人から交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p> <p>助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 21 業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100% であった</p> <p>c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p>給交付金等の交付については、毎年度、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に全て交付した。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により外食、インバウンド等の業務用需要が大きく減少する中で、契約取引の推進を図るため、令和3年2月にオンラインによる国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設するとともに、同月以降毎月オンライン商談会を開催した。</p>	<p>b b a b</p>	<p>b b a b b</p>																											
<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>—</td> <td>評定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">各事業年度の評価結果</td> <td colspan="2">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> </tr> </table>					評定	—	評定	—	各事業年度の評価結果		各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b	b	b	b	b	b	b
評定	—	評定	—																													
各事業年度の評価結果		各事業年度の評価結果																														
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																							
b	b	b	b	b	b	b	b	b	b																							

<p>(第3期中期目標期間 実績：11 業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p>エ 業務内容等の公表 ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間 実績：毎月)</p>	<p>であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p> <p>分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>オ セーフティネット対策の適切な対応 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）が農業保険法に改められ、収入保険が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要な経営判断により必要</p>	<p>◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇オ セーフティネット対策の適切な対応 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であつ</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページで全て公表するとともに、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで全て公表した。</p> <p><主要な業務実績> 収入保険の開始に伴う野菜事業の変更内容や収入保険に加入する場合の手続き等について、全国野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において周知を図った。</p>	<p>評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p> <p>評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b</p>

オ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業 は、野菜の生産・流通 の合理化を図るための 事業その他の野菜農業 の振興に資するための 事業で、国の補助事業 を補完するためのもの を対象とし、国等の行 う事業・施策との整合 性を確保しつつ、機構 法に基づき、国、事業 実施主体等との明確な 役割分担と連携の下 に、事業説明会等を実 施し、機動的かつ彈力 的に実施する。 (第3期中期目標期間 実績：事業説明会の実 施：100%)	とされるセーフティネ ット対策が選択される よう、事業説明会の実 施により周知を図るな ど、適切に対応する。	た c : 取組はやや不十分 であり、改善を要する d : 取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する	令和2年度は、令和 3年1月からの収入保 険の新規加入者を対象 とする野菜価格安定制 度との同時利用の特例 の開始に先立ち、農林 水産省・全農等と緊密 に連携し、問合せ窓口 の設置、Q&A集の作 成・配付、留意事項の ホームページでの案内 やWeb説明会を開催 し、事業内容の周知・ 徹底を図ったほか、令 和4年度は、機構業務 方法書実施細則を変更 し特例を制定した。																														
(2) 需給調整・価格 安定対策	カ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業 は、野菜の生産・流通 の合理化を図るための 事業その他の野菜農業 の振興に資するための 事業で、国の補助事業 を補完するためのもの を対象とし、国等の行 う事業・施策との整合 性を確保しつつ、機構 法に基づき、国、事業 実施主体等との明確な 役割分担と連携の下 に、事業説明会等を実 施し、機動的かつ彈力 的に実施する。	◇カ 野菜農業振興事 業の機動的・弾力的な 実施 分母を経営安定対策 に係る野菜農業振興事 業の事業数とし、分子 を事業説明会等を開催 した事業数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための特に優れた 取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であつ た d : 達成度合は、80% 未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、契約野菜収 入確保モデル事業につ いて、野菜事業担当者 会議等で事業内容や申 請手続き等の説明を行 った。 令和2年度は、公募 に際し、ホームページ、 Facebook、情報誌、農 業誌等の業界紙、生産 者・実需者への個別情 報提供など多様な手段 で積極的に広報を行つ た結果、コロナ禍の中、 過去最高の採択額とな った。	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>a</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </table>	評定	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	a	b		<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">各事業年度の評価結果</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>元年度</td> <td>2年度</td> <td>3年度</td> <td>4年度</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>b</td> <td>a</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> </table>	評定	—	各事業年度の評価結果		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	a	b	b
評定	—																																
各事業年度の評価結果																																	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																													
b	b	a	b																														
評定	—																																
各事業年度の評価結果																																	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																													
b	b	a	b	b																													

野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ彈力的に実施する。 (第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)	野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機動的・弾力的な実施分母を需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた事業を対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ彈力的に実施する。	野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施分母を需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた事業を対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ彈力的に実施する。	当者会議等を開催し、野菜農業振興事業について、事業内容や申請手続等の説明を行った。 令和元年度は、暖冬による野菜価格が大幅に低落する中で、農林水産省や事業実施主体と連携して、緊急需給調整事業の運用を見直し、供給過剰となった野菜のフードバンクへの提供を新たに実施した。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業務用需要の減少と好天による供給の増加で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、フードバンクへの提供等の緊急需給調整事業を実施し、野菜の需給・価格の安定を図るとともに、野菜総合情報データベース”ベジ探“のデザインのリニューアルや野菜レポートなどのコンテンツの拡充、野菜需給協議会メンバーへ提供する情報の拡充により、需給情報の発信を強化した。令和3年度は、緊急需給調整事業について、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入するなど事業を大幅に見直し、関係機関と連携して見直した事項に係る周知を図った。ま	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a a	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a a a
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------

た、国連が定めた国際果実野菜年 2021 の取組として、毎月、四季の野菜の栄養価・产地・レシピ等を野菜需給協議会メンバー等に提供し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図った。令和4年度は、緊急需給調整事業の円滑な推進のため、消費者向けに指定野菜 14 品目のほ場での収穫作業、調製作業及び選別作業など生産現場での収穫から出荷までの様子を撮影・編集し、消費者が普段見ることができない場面を YouTube (alic チャンネル) に動画で公開し、消費者の理解醸成を図るとともに、野菜需給協議会において共有することで、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の生産現場の実態や緊急需給調整事業の必要性に係る共通認識の醸成を図った。

4. その他参考情報

(予算と決算の剥離理由)

平成30年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、指定野菜等の卸売価格が天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。

令和元年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、暖冬の影響で野菜価格が低落したことにより、生産者補給交付金について当初予算を上回る交付が見込まれたため、年度途中に予算の積増しを行ったところ、その後価格が堅調に推移したことに伴い、その全額が交付されるには至らなかったことが要因である。

令和2年度：決算額が予算額の85%程度となっているが、指定野菜の価格が堅調に推移したことにより生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

令和4年度：決算額が予算額の60%程度となっているが、総じて価格が堅調に推移したことにより、生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1-4	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務 (2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務				
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 農業経営の安定化に向けた取組の推進 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0165、0193	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
甘味資源作物 交付金概算払 請求の総件数	—	229件	210件	208件	196件	216件	231件	予算額（千円）
目標業務日以 内に交付した 件数	8業務日以 内に交付	229件	210件	208件	196件	216件	231件	決算額（千円）
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	経常費用（千円）
国内産糖交付 金の申請書受 理の総件数	—	184件	158件	183件	174件	185件	190件	経常利益（千円）
目標業務日以 内に交付した 件数	18業務日以 内に交付	184件	158件	183件	174件	185件	190件	当期総利益（千円）
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	行政コスト（千円）
交付決定数量 を公表した回 数	—	12回	12回	12回	12回	12回	12回	行政サービス実施コ スト（千円）
目標の期日ま でに公表した 回数	翌月の15日 までの公表	12回	12回	12回	12回	12回	12回	従事人員数
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
でん粉原料用 いも交付金の	—	82件	77件	70件	72件	66件	64件	

概算払請求の総件数																				
目標業務日以内に交付した件数	8業務日以内の交付	82件	77件	70件	72件	66件	64件													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%													
国内産いもでん粉交付金の申請書受理の総件数	—	82件	79件	77件	67件	64件	66件													
目標業務日以内に交付した件数	18業務日以内の交付	82件	79件	77件	67件	64件	66件													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%													
交付決定数量を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回	12回													
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回	12回													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%													
輸入指定糖等の売買実績を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回	12回													
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回	12回													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%													
輸入指定でん粉等の売買実績を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回	12回													
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回	12回													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%													

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、特産関係に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 平成30年度の行政サービス実施コストはマイナスとなっているが、これは国の食料安定供給特別会計へ国庫納付（砂糖19,600百万円、でん粉6,160百万円）したため。

4) 令和元年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入611億円に対し交付金等支出が677億円となり66億円の収支差が生じたため。

5) 令和2年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入540億円に対し交付金等支出が623億円となり83億円の収支差が生じたため。

6) 令和3年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入514億円に対し交付金等支出が606億円となり92億円の収支差が生じたため。

7) 令和4年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入466億円に対し交付金等支出が574億円となり108億円の収支差が生じたため。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務	○4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 ア 砂糖関係業務	<p><評定と根拠></p> <p>評定B</p> <p>満点: 80点 (小項目 40 × 2点)</p> <p>a評価の小項目数: 5 × 3点=15点</p> <p>b評価の小項目数: 35 × 2点=70点</p> <p>合計: 15+70=85点</p> <p>85点/80点=106%</p> <p>特産関係業務については、毎年度、的確に業務を執行しており、中項目の中期達成割合は106%であった。</p> <p>調整金徴収業務については、令和元年度は、TPP11協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品をはじめ全対象品目についてWebシステムを導入し、全ての輸入者が100%Webを通じて売買手続きを行うよう、業務の効率化・合理化を図るとともに申請者の利便性の向上を図ることができた。また、令和2年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により担当職員が出勤困難となった場合等の非常時でも、通関手続きが停滞することのないよ</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はaが5、bが27であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>(※基準となる数値: 中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)</p> <p>小項目の総数: 32</p> <p>評定sの小項目数: 0 × 4点= 0点</p> <p>評定aの小項目数: 5 × 3点= 15点</p> <p>評価bの小項目数: 27 × 2点= 54点</p> <p>評価cの小項目数: 0 × 1点= 0点</p> <p>評価dの小項目数: 0 × 0点= 0点</p> <p>合計 69点 (69/64=108%)</p> <p>・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。</p> <p>・需給調整・価格安定対策について、令和元年度の砂糖関係業務においては、輸入指定糖等に加えてTPP11協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品を含む全対象品目の調整金徴収業務について、Webシステムを導入し、全ての輸入者が100%Webを通じて売買手続きを行うよう、業務の効率化・合理化を、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことが評価できる。</p>	<p>評定 B</p> <p>評定</p> <p>評定に至った理由</p> <p>小項目の評定はaが5、bが35であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>(※基準となる数値: 中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)</p> <p>小項目の総数: 40</p> <p>評定 s の小項目数: 0 × 4点= 0点</p> <p>評定 a の小項目数: 5 × 3点= 15点</p> <p>評価 b の小項目数: 35 × 2点= 70点</p> <p>評価 c の小項目数: 0 × 1点= 0点</p> <p>評価 d の小項目数: 0 × 0点= 0点</p> <p>合計 85点 (85/80=106%)</p> <p>・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。</p> <p>・需給調整・価格安定対策について、令和元年度の砂糖関係業務においては、輸入指定糖等に加えてTPP11協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品を含む全対象品目の調整金徴収業務について、Webシステムを導入し、全ての輸入者が100%Webを通じて売買手続きを行うよう、業務の効率化・合理化を、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことが評価できる。</p>	

<p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：8業務日)</p>	<p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ (ア) 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p>	<p>う、業務の見直しやWebシステムの改修により売買手続きのオンライン化を完成させ、的確に対応した。さらに、令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Webシステムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし</p>	<table border="1" data-bbox="1253 1033 2169 1475"> <thead> <tr> <th>評定</th><th>—</th><th>評定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">各事業年度の評価結果</td><td>各事業年度の評価結果</td></tr> <tr> <td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr> <tr> <td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td></td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr> </tbody> </table>	評定	—	評定	各事業年度の評価結果		各事業年度の評価結果	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	b	b	b	b		b	b	b	b	b
評定	—	評定																												
各事業年度の評価結果		各事業年度の評価結果																												
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																					
b	b	b	b		b	b	b	b	b																					

<p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p>◇ (イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：18 業務日)</p>	<p>◇ (イ) 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。</p>	<p><主要な業務実績> 国内産糖交付金については、毎年度、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に全て交付した。</p>	<p>評定</p>	<p>—</p>	<p>評定</p>	<p>—</p>
<p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p>◇ (ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の公表回数とし、分子を翌月の 15</p>	<p>◇ (ウ) 業務内容等の公表 毎年度、ホームページにおいて砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、ホームページにおいて砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の</p>	<p>評定</p>	<p>—</p>	<p>評定</p>	<p>—</p>

<p>交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)</p>	<p>物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>交付決定数量を翌月の15日までに全て公表した。</p>				
<p>イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 　　でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日)</p> <p>【重要度：高】 　　基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 　　でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>イ でん粉関係業務 ◇ (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 　　分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 　　でん粉原料用いも交付金については、毎年度、機構が指定する電磁的方法による概算払い請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から、8業務日以内に全て交付した。</p>	<p>評定</p>	<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	<p>評定</p>	<p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b</p>

<p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ (イ) 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、毎年度、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に全て交付した。</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b</p>
<p>(ウ) 業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の 15 日)</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。</p>	<p>◇ (ウ) 業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに全て公表した。</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b b</p>

<p>(2) 需給調整・価格 安定対策</p> <p>ア 砂糖関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。 (第3期中期目標期間 実績：翌月の 15 日)</p>	<p>(2) 需給調整・価格 安定対策</p> <p>ア 砂糖関係業務 ◇ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。</p>	<p>であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>(2) 需給調整・価格 安定対策</p> <p>◇ア 砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 毎年度、ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の 15 日までに全て公表した。 調整金徴収業務では、令和元年度は、平成 30 年 12 月末の TPP11 協定発効に伴い新たに追加された輸入加糖調製品をはじめ全ての売買申し込み手続きについて、新たに導入した Web システムを活用し輸入者に対する Web 手続き利用のメリットを説明したこと等により、Web 化を実現し、業務の効率化、合理化を図るとともに申請者の利便性の向上を図ることができた。また、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて、多くの担当職員が出勤できず、業務システムの操作ができなくなった場合に備え、関</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a a</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b a a a b</p>

<p>イ でん粉関係業務</p> <p>機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける毎月の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績:翌月の15日)</p>	<p>イ でん粉関係業務</p> <p>でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける毎月の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇イ でん粉関係業務</p> <p>輸入指定でん粉等の売買実績の公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組</p> <p>係機関と協議の上、輸入申告に必要な承諾書を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、対応方針をいち早く作成し危機管理の向上を図った。さらに、令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により多くの担当職員が出勤できなくなったりした場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Webシステムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年11月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。</p>			
		<p>◇イ でん粉関係業務</p> <p>輸入指定でん粉等の売買実績の公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組</p> <p>係機関と協議の上、輸入申告に必要な承諾書を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、対応方針をいち早く作成し危機管理の向上を図った。さらに、令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により多くの担当職員が出勤できなくなったりした場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Webシステムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年11月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>b b a a</p>	<p>評定</p> <p>各事業年度の評価結果</p> <p>30年度 元年度 2年度 3年度 4年度</p> <p>b b a a b</p>	

に公表する。	内容が認められる b :達成度合は、100%であった c :達成度合は、80%以上 100%未満であった d :達成度合は、80%未満であった	て、多くの担当職員が出勤できず、業務システムの操作ができなくなった場合に備え、関係機関と協議の上、輸入申告に必要な承諾書を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、対応方針をいち早く作成し危機管理の向上を図った。また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染の拡大により多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Webシステムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年11月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。		
--------	----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成30年度：決算額が予算額の85%程度となっているが、てん菜、さとうきび生産量が当初見込みを下回ったことにより、甘味資源作物交付金及び国内産糖調整交付金の交付額が予算額を下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない

令和元年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により、交付金の交付が当初の見込みよりも少なかったこと等が要因である。

令和3年度：決算額が予算額の86%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込みよりも少なかったこと及び調整金収入が当初の見込みを下回ったことにより国庫納付金が減少したこと等が要因である。

令和4年度：決算額が予算額の88%程度となっているが、砂糖生産振興事業が実施されなかったこと、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込みよりも少なかったこと等が要因である。

